

佳作

誰もが音楽を楽しめる社会にするために——音楽と政治は別物と考えるべき？

竹繩 智

(東京都／私立女子学院高等学校二年)

はじめに

二〇二二年二月に始まつたウクライナ侵攻も三年目となつた。日本とウクライナの距離は約八〇〇キロ。遠いところで起きている戦争、という風に捉えてしまつてはならない。自分がいた。しかし、その戦争が決して遠いところで起こつてゐるわけではないと再認識させられる出来事があった。日本や歐米諸国のクラシック音楽界が中心となり、ロシア人やロシア音楽を忌避するようになつたのだ。ロシア人演奏家によるツアーライセンセル、ロシア人指揮者の解雇、チャイコフスキーキー国際コンクールの国際音楽コンクール連盟からの除名、ロシア人作曲家の作品の演奏を取りやめる動き。ロシア音楽を聴くことが趣味の私にとってこの

刺激するためだ。よつて「一八一二年序曲」をはじめとする多くのロシア音楽は政治性と抒情性が共存していると言えるだろう。本稿では先述したウクライナ侵攻に伴うロシア音楽忌避運動はロシア音楽と政治体制が切つても切り離せない関係にあることに起因したのではないか、また音楽 자체がプロパガンダに用いられることが多いからではないかという仮説を立て、主に、ロシアの政治体制と音楽の関係性、ロシアの政治体制とプロパガンダの関係性、プロパガンダと音楽の関係性という三つの視点からロシア近代史を元に類推しながら論じていく。もつとも、本稿の目的は音楽評論でもウクライナ侵攻の是非を問うことでもロシア音楽忌避運動を批判することでもない。二〇五〇年の国際社会において人々が他国の人々と相互理解を図る一つのツールとして音楽を用いることはできまいか、(いや、きっとできるだろう) というところにある。今政治体制と音楽の関係性について論じることで二〇五〇年の更にグローバル化が進むであろう世界にて、わたしたち人間が一層様々な音楽を楽しむことができれば僕倖である。

1章 政治体制と音楽

1節 現代にもつながるロシアの政治体制
ショスター・コーエイッチの「戦争交響曲」を始めとし、ロシア音楽には戦争を題材にしたものが多い。戸ノ下達也氏は、国民音楽においては、戦時体制に即応した国民文化の確立を目指す動きの中で占めた位置が重要だと述べる（注1）。ではなぜロシアは軍事的性格の強い国家となつたのか。これは地形的な要因が大きいとされる。ロシアはユーラシア大陸の北東部に位置し、国土の多くが平坦な森林地帯であることが特徴だ。リチャード・パイプスは、肥沃な土壤を求めて南下していく結果、他の勢力と衝突することが増加したのではないかと指摘している（注2）。無論、肥沃な土壤だけではなく時代によつて毛皮、天然資源、不凍港といったものへと目的は変化していくが、現在のウクライナ侵攻も南下政策の一部であると解釈できる。また政治的には皇帝、書記長など形態は変化しつつも独裁政治の期間が長かつたのが特徴だ。この影響は今なお残つておらず、ロシア科学アカデミー社会学研究所宗教社会学部が二〇一一年十一月にロシア国民に対する行つた、

社会組織と制度に対する信頼調査によると、大統領に対しては六一%の人が信頼すると答えたのに対し、上院は三八%、下院は三六%にとどまる（注3）。十年以上前のデータにはなるが、二〇一一年時点で既にソ連崩壊から約二〇年が経過していたことに鑑みると、ソ連崩壊後に設置された西欧式の議会への信頼の薄さは特筆に値する。議会という多義的な集合体の存在が薄かつたことから軍事的性格の強い独裁政治という一義的なものに対する礼讃又は抵抗を表現する音楽が増えたのではないか、と仮説を立てる。一義的なものに対してのほうが立場を明確にできやすいためである。また独裁政治を人々が許容した根底にはロシア正教会におけるメシア（救い主）待望論、つまり唯一のカリスマ的リーダーを求める思想があると考察する。

2節 一義的なものに対する礼讃 グリンカ「皇帝に捧げた命」

前節で立てた仮説に関して、ロシア史における職業作曲家の性格を踏まえ「礼讃」から考へる。元来ロシア音楽は民謡を主軸とする世俗的なものであった。ここで前述したロシア音楽の抒情性が生まれたのだと

考えられる。また職業作曲家は貴族よりも下層、特に農奴に多く存在した。一七世紀の「スムーラ」（スムーラ）と呼ばれる時代の中、ロシア正教の布教活動の一環として音楽が用いられたことはあるものの、依然として政治体制と音楽は明確に切り離されたものだった。しかし一九世紀に入りナポレオンによるロシア遠征を主なきっかけとしてロシアにナショナリズムの動きが巻き起こる。職業作曲家即ち社会の下層にいた人々にも国民意識が芽生えた。また遠征に伴い西欧式の音楽を学んできた青年将校も現れた。職業作曲家の身分が多様化したのだ。これに起因するものと思われるが、大塚明氏は「ロシア音楽は民族音楽を媒体にしつつも和声的には西欧音楽の拡大に過ぎなかつた」と指摘する（注4）。またこのころ台頭してきたのが「ロシア国民楽派」である。その創始者であるグリンカは「皇帝に捧げた命」という歌劇を遺している。これはデカブリストの反乱で首謀者として死刑となつた青年将校ルイ・エフが書いた、ロシア農民即ち社会下層階級が皇帝を守るために命を捨てるといった趣旨の叙事詩を下敷きにしている。登場人物が個人的な心情を歌うアリアでさえ軍歌がモチーフとなつてゐる。

これを皮切りにロシア音楽の政治性と抒情性が共存するようになったように見受けられる。また同時期にニコライ一世は伝統・格式を重視した「民族性・專制政治・正教会に対する信仰」というイデオロギー上の三原則を打ち出す（注5）。これがロシア音楽の根底に常にあると考える。

3節 一義的なものに対する抵抗 ショスタコーヴィッチ「戦争交響曲」

ムソルグスキイといった例外はあるものの、国民楽派の成立から一〇〇年程は皇帝への礼讃が主となつた。後述するショスタコーヴィッチが『証言』にて「あれ（自身の交響曲第五番四楽章）は作り上げられた歓喜なのだ」と述べたとされるように專制君主制とともに押し付けられたものなのかもしれない。現に『皇帝に捧げた命』も当初別題がつけられていたが、ニコライ一世自身が現題につけなおしたとされる。しかしこの一義的なものに対する礼讃の根底には純粹に先述したメシア待望論があつたのではないかと考える。一九一七年に社会主義体制へと移行したあとも体制賛美の動きは基本的に変化しない。しかし明確に変化した点がある。スターリンのキリスト者迫害

にも表れる通り、社会主義体制はニコライ一世のイデオロギー上の三原則（前節参照）から「正教会に対する信仰」を除き、弾圧したのだ。これが結果として作曲者たちの宗教観を、そして音楽の性質を変えたのでなかろうか。

社会主義体制によるキリスト者迫害の動き

に對しては批判的に見る音楽家が多かつたようだ。その一人がショスタコーヴィッチである。彼は「戦争交響曲」と呼ばれる、戦争をモチーフにした交響曲を多く遺し、彼の作風はしばしばその反スターリン、反体制的な側面と体制のプロパガンダに加担した側面の両義性が解釈される。總じて体制賛美の政治性の濃い音楽ではあるが、和声的な解釈やモチーフの引用といった細部に着目すると体制を警戒視していることがわかる。しかしこれは『証言』を刊行した

2章 政治体制とプロパガンダ

ショスタコーヴィッチはその前衛的な作風から「この音楽は、故意に『あべこべ』に上げたが、これは逆説的に国民の意識を肅

清していった。ショスタコーヴィッチとも交流のあつたシャボリーナは「私たち（文化人）は罪無くして罪人なのだ」と語る（注7）。反対にメディアは愛國者を多く取り

樂ならざる）荒唐無稽だ」と党的機関紙にて評された。ヴォルコフ氏は「伝統」を重視するスターリンがこの批評を自ら書いたのではないかと指摘する（注6）。ショスタコーヴィッチが変えた伝統とは「あべこべ」に示される音楽的なものでは必ずしもない。先ほど礼讃の根底にはメシア待望論があると考察したが、ショスタコーヴィッチはイエスつまりメシアの受難と己の生き

せていたのではないかと考える。こういつた宗教観の変化が一章一節で立てた仮説における音楽の礼讃と抵抗という性質の変化を生むに至つた。もっとも、宗教観の変化は政治体制の性格の変化によるものであるから、歴史的に見てロシア音楽と政治体制の関係性はキリスト教的宗教観の歪みを原因として複雑化していくと言える。

清された側の存在へ傾いてしまうことを導いてしまったのは正直自明の理である。しかしスターインは優れた芸術を表彰するスターイン賞を設立しておりショスタコーヴィッヂも受賞している。ソ連崩壊後も情報検閲並びに思想統制の動きは残る。またメディアは政府の見解を述べることに首尾一貫している。しかし現代では音楽を媒介するプロパガンダというよりも教育を用いたアジテーションが多く行われている。歴史の教科書に対する厳しい検閲、キャンプと称した軍事訓練。若年層をターゲットとしたものが多いというべきであろうか。戦勝記念パレードや国民意識の高揚につながるトレーニングが語った「愛国映画」というエクタメとしてのプロパガンダが盛んである。近年ではソーシャル・ネットワーキング・サービスを制限する他、逆にそれを用いて軍事動員をする例も多い。

第二次世界大戦以降はプロパガンダの手法として特に映画が目立つが、音楽もなかつたわけではない。しかし社会主義体制はロシア正教会に対し、弾圧、のちに服従することを強いた。そのため前章で述べたキリスト教的な宗教観を重要なエレメントとするロシア音楽が体制下で大きく花開くことはなかつた。だからこそ独自の進化を遂げたのではないかと考える。現在は正教会と政府の関係性は良好になつたが、これから教会音楽が発展していくか、と問われると世界的な科学至上主義の機運を鑑みるといささか疑問である。

3章 音楽とプロパガンダ

一九二四年四月九日、ロシア南部のチエニン共和国は国内の全ての音楽に対しても一分あたりのテンポを八〇〜一六拍に制限すると発表した。目的としてはチエニン共和国の民族音楽の保護、つまり西欧音楽の排除である。これはまさしく音楽を媒体とするプロパガンダの一つの形態である。

そもそも音楽に社会的な意味合いを持たせようとしたのはアリストテレス派であり紀元前四世紀までさかのぼる。シャンピニユール氏はその後の動きについて「(ロ

ーマ人が)ギリシア人の(厳格な音楽理論に基づく)音楽を採用した際にそれ(音楽理論)を俗化し、公衆的娯楽のなかで二次的な役割を与えたので、音楽は高い徳性と気品をひどく失つてしまつた」と分析する(注8)。この「「第二次的な役割」というのが現在のプロパガンダであり、これが音楽を媒体とす

るプロパガンダのはじまりと言えるだろう。加えて「徳性と気品の喪失」というのは大衆化を示しているだろう。またこの媒介である音楽をさらに伝える媒体の強さも重要だ。ソ連の社会主義体制下で発達したであろうラジオのようなメディアによって、人々はより容易に「音楽」にアクセスできるようになつた。同時に近代メディアはプロパガンダの強力化を助長した。ましてや現在はメディアの発達から容易に情報の取得が可能である。物理的に耳に入れることのできる音楽の幅がぐつと広がつた現代社会であるからこそ、これからも未来も音楽を用いたプロパガンダは強力化の一途を辿ることが予想される。

4章 結論

1節 仮説に対しても

まず「ウクライナ侵攻に伴うロシア音楽忌避運動はロシア音楽と政治体制が切つても切り離せない関係にあることに起因したのではないか」最初に立てたこの仮説は大まかには正しいと言える。しかしロシア音楽と政治体制の関係性は「切つても切り離せない」というよりももつと複雑だ。加えて1章1節にてロシア史に多く見られる独

裁政治やそれを礼讃する音楽はメシア待望論に由来すると考察した。つまりロシア音楽と政治体制、この二つが直接くつついているのではなく、宗教が媒介となって間接的にくつついているのだ。またこれを論じるにあたり1章2節にて述べたニコライ一世のイデオロギー上の三原則は欠かすことのできない。国民楽派で高められた民族性、ニコライ一世ら皇帝の専制政治、多くのロシア民謡等近代以前のロシア音楽を生んだ正教会への信仰。しかしスターリンによつて最後の一つが奪われてしまつたことにより音楽と政治を結び付けていたはずの宗教そして音楽家の宗教観に捻じれが生じてしまつた。これこそが眞にロシア音楽と政治体制の関係を複雑化させ、一層政治性を高めてしまつた原因だ。よつて今回ロシア音楽忌避運動（並びにそれに関する論争）が巻き起こされたのである。しかし同時にこの複雑性こそがロシア音楽の独自性を生んだことは否めない。

次に「（ロシア音楽忌避運動が生じた理由は）音楽がプロパガンダに用いられることが多からではないか」という仮説に關して。これは3章にて述べた、音楽がプロパガンダに用いられるという歴史は紀元前に遡る

という事実から仮説は正しいと考える。ま

2節 音楽と政治は別物と考えるべき？

「音楽と政治は別物と考えるべき？」最

初から「べき論」を語るとどうしても感情的な要素が含まれてしまうため、「音楽と得られる可能性が最も高い世代であると同時に最も強力なプロパガンダの影響を受けやすい世代でもある。またほぼすべての人

が媒体を有しているという一体感は若さと

いう要素を抜きに考えてもプロパガンダを助長しかねない。加えてスマートフォン等

のデバイスで行いやすいプロパガンダの形

態を考えたときに「映画」そして「音楽」

が挙げられる。これらに基づいて考えると

今後特にロシアで（もちろん世界全体として）、デジタルネイティヴ世代をターゲットとした音楽的なプロパガンダが増加する

可能性は十分に高い。音楽的なプロパガンダが増加する可能性が高いということは

人々が他国（日本）の音楽に對して警戒心を持つこ

とに繋がり、結果として音楽界がクローズ

していくことに繋がりかねない。さらに今

後音楽と政治の問題は深刻化していくだろ

う。

音楽忌避運動（並びにそれに関する論争）が巻き起こされたのである。しかし同時にこの複雑性こそがロシア音楽の独自性を生んだことは否めない。

音楽がプロパガンダに用いられることが多からではないか」という仮説に關して。これは3章にて述べた、音楽がプロパガンダに用いられるという歴史は紀元前に遡る

過去の音楽から類推し、政治に還元または政治を考察するのは必要な動きだ。よって「音楽と政治は別物と考えるべき?」この問いに対し私は「考えるべきではない、音楽のもつ政治性を受け入れる方向にシフトするべきだ」と答える。音楽と政治を別物と考えるべきとした場合、音楽を神聖化し、結果として音楽がプロパガンダとして用いられてきた歴史をないがしろにすることになる。歴史書物を読むのと似たような要領で音楽を分析することも国際社会をアナロジーする上で有効な手段だと考える。

私が二〇五〇年に期待する社会。私が形
成に参画したいと考えている社会。それは
精神的な豊かさに溢れている世界だ。持続
可能性が盛んに唱えられる世界の中で人々
は物質的な豊かさ以外のところに目を向け
始めるのではないかだろうか。これは希望的
観測に過ぎないかもしれないが、物質的な
指標では測ることのできない「文化」とい
うものを尊ぶ世の中を私は作りたい。文化
の中でも物質的な指標で測ることのできな
いものの最たる例が本稿にて述べた「音楽」

である。「世界全体で音楽を相互理解のツールとして用いることができればよいのに」、昨今の悲惨な戦争の一面を見るたびに思う。今回の小論文のテーマが与えられたときまずそれが頭に浮かんだ。仮に全ての人々に楽器が与えられ、音楽鑑賞のデバイスが与えられ、物質的に音楽を楽しめる状況にあつたとしても、「音楽と政治の結びつき」の問題が根底にある限り、真に音楽を楽しめる状況であるとは言えない。ましてや精神的な豊かさで溢れる世界にはならない。本稿で述べたかったのは音楽と政治が複雑に絡み合っている事実を認識し、政治性、宗教性すべてを内包した音楽を一つの手近なツールとして他国理解に努めることが望ましいのではないだろうか、ということだ。きっと現代を生きる私たちは史上最も多種多様な音楽に触れやすい環境の中にいるだろう。国際化の機運の中、他国理解の一つの手段として「相手の国の音楽を知る、そして歴史を知る、政治を知る」この三つの行為を自然と行える気風を求める。これが二〇五〇年のるべき国際社会だ。

戦と音楽文化 音と声の戦争』青弓社、
二〇〇八年（戸ノ下達也氏による「序章」戦
争・メディア・音楽』のまなざし』より要約)
(注2) (注3) 横手慎一著『現代ロシア政
治入門 第二版』慶應義塾大学出版会、
二〇一六年(要約、データの引用)

(注4) 大塚明「ロシア芸術性音楽における民族性」(『民族音楽』、一九六二年三月号) 轉載。『一橋研究』、一九六二年三月号。

る民族性の構造』『橋研究』一
年、一橋大学大学院学生会（引用
ア芸術音楽における民族性の構造

<https://doi.org/10.15057/675>

（注5）（注6）（注7）ソロモン・ヴォルコフ著 亀山郁夫・梅津紀雄・前田和泉・古川哲訳『ショスタコーヴィチとスター・リンク』慶應義塾大学出版会、二〇一八年

引用

（注8）ベルナルール・シャンピニユール著
吉田秀和訳『音楽の歴史』改訳・白水社、
一九六九年（引用）

（注9）松本良一「ロシア音楽『聴きたい
人から奪うのは誤り』：指揮者の井上道
義『今こそ歴史に学ぶべきだ』」読売新
聞オンラインクラシックガイド、二〇一二

二年四月二十六日（引用）

<https://www.yomiuri.co.jp/culture/music/20220424-OYT1T50161/>

〔引用文献〕

〈参考文献〉

- 千葉潤著『作曲家○人と作品シリーズ ショスタコーヴィチ』音楽之友社、二〇〇五年
- 音楽之友社編『作曲家別名曲解説ライブラリー15 ショスタコーヴィチ』音楽之友社、一九九三年
- 音楽之友社編『作曲家別名曲解説ライブラリー22 ロシア 国民楽派』音楽之友社、一九九五年
- W・フルトヴェングラー著 門馬直美訳『音樂を語る』河出書房新社、二〇一二年（初版は一九五二年、改訳版は一九九六年で改訳版を底本としている）
- 西山美久著『ロシアの愛国主義 プーチンが進める国民統合』法政大学出版局、二〇一八年
- 三浦領哉『比較『国民音樂』史におけるロシアの独自性——『ユニヴァーサルな音樂』と『ナショナルな音樂』の思想をめぐつて——』『早稲田大学大学院文学研

究科紀要 第67輯』二〇一二年、早稲田大学

塙崎隆敏「調査研究ノート プロパガンダの現在地～ウクライナ侵攻から一年～」
二〇一二年、NHK放送文化研究所
https://www.nhk.or.jp/bunken/d_data/research/domestic/BUNA0000010730020002/files/20230201_5.pdf

浜島書店編集部編『アカデミア世界史（二〇一二年度改訂版）』浜島書店、二〇一二年

CNNニュース「音樂は速すぎも遅すぎてもダメ、チエチエン共和国が禁止を発表」
二〇一二四年四月九日

<https://www.cnn.co.jp/showbiz/3217510.html>

※参考URLは二〇一五年八月二十六日時点のものである。